

●会長の互選が行われる期首の総会におけるオンライン出席の取扱いについて

〔 令和 5 年 8 月 2 9 日 〕
〔 日本学術会議第 3 5 1 回幹事会決定 〕

会長の互選が行われる期首の総会におけるオンライン出席の取扱いについて、次のとおり定める。

- 1 会長の互選により新たに会長が選出されるまでの間は、日本学術会議総会におけるオンライン出席の取扱いについて（令和 5 年 6 月 29 日日本学術会議第 346 回幹事会決定）Ⅱ 2 に定める場合におけるオンライン出席（以下単に「オンライン出席」という。）は認められない扱いとする。
- 2 会長の互選の議事が終了した後、新たに選出された会長（以下「新会長」という。）が可否を判断し、当該総会におけるこれ以降の議事についてオンライン出席を認めるものとする。
- 3 事務局は、あらかじめ、オンライン出席の申請をとりまとめ、前会長が幹事会の意見を聴いて行った可否の判断に係る参考意見を付して、2 の可否の判断に先立ち、新会長に報告するものとし、新会長は、2 の可否の判断に当たり、当該参考意見を尊重するものとする。
- 4 事務局によるオンライン出席の申請を行った会員への事前の連絡は、3 の前会長による可否の判断に係る参考意見をもって行うものとする。